

出店確認書

令和8年2月 備前長船刀剣博物館

申込者は、以下のすべての条項を確認し同意の上で、備前おさふね刀剣の里敷地内（博物館旧駐車場）でのテント等の出店を申し込む。

1. 出店対象者

次のすべての要件を満たし、備前長船刀剣博物館（以下「当館」という。）が適切と判断した場合、申込者に対し、当館が定める営業場所での出店を許可し、出店許可証を交付する。

- ① 濬戸内市内の事業者である者
- ② 濬戸内市に納税しており、未納がない者
- ③ 市内の产品を使用した品目を販売する者

2. 利用料及び利用料の支払い

- 1 出店者は、当館に対し利用料として、1日につき売上総額の15%に相当する額を支払うものとする。
- 2 売上総額には、現金販売、クレジットカード販売、コード決済販売、割賦、売掛販売及びその他営業場所に係る顧客からの注文による収入等、一切の売上（以下「売上金等」という。）を含める。ただし、配送料、消費税等の預り金は含まないものとする。
- 3 出店者は当館が許可証に定めた営業場所における売上金等の総額を全てレジスターに登録し、指定する時刻までにその合計額を算出し、当館に報告し、確認を受ける必要がある。
- 4 出店者は当館に対し、出店当日中に利用料を支払う義務を負う。なお、支払い方法については当館の指示に従う。

3. 提出書類について

- 1 出店者は申込に際して、次の書類を当館に提出する。

〈申込者共通書類〉

- ① 出店申込書（必須）
- ② 販売責任保険証券の写し（任意）

〈飲食物を販売する場合〉

- ① 食品衛生法に基づく営業許可証の写し
 - ② 食品衛生責任者等の資格証明書の写し
- 2 その他、販売物品に応じて、諸官庁の要請に基づき提出すべき書類を提出する必要がある。

4. 報告について

出店者は、次の各号に該当するときは、出店者は当館に直ちに報告しなければならない。

- ① 営業場所における営業に関連して、行政当局から、調査、指導、監督など行政処分その他一切の措置（事実行為を含む）を受けた場合
- ② 営業場所における営業に関連して、消費者から苦情を受けた場合
- ③ 営業場所における営業に関連して、食中毒、交通事故、火災事故等一切の事故が発生した場合

5. 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守し、当館の要求があったときは直ちに是正する措置をとらなければならない。

- ① 出店者の営業において関係法令を遵守し、関係官庁からの照会等について全責任を負うこと。
- ② 出店者は営業場所における販売方法、価格、顧客からの苦情への対応、労務管理等につき、当館の指示に従うこと。
- ③ 営業場所について、許可期間の終了後に許可を受ける前の状態と同一の状況に復帰させること。
- ④ ゴミ類を関係法令を遵守のうえ、出店者の責任において適切に処理すること。
- ⑤ 調理において火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- ⑥ 食中毒予防のための行政当局による指導を遵守すること。

6. 禁止事項

出店者は次の号に掲げる行為をしてはならない。

- ① 出店者は、出店許可証に定められた場所以外で営業を行ってはならない。
- ② 出店者による営業場所の利用は、出店許可証に定めた期間及び時間内に限り、定められた期間以外及び時間外の使用をしてはならない。ただし、当館に相談して許可を得た場合はその限りではないものとする。
- ③ 営業場所は出店許可証に定めた物品の販売目的以外で使用してはならない。
- ④ 営業場所の全部又は一部を、名義の如何にかかわらず第三者に使用させてはならない。
- ⑤ 当館の事前の承諾を得ず、営業場所における営業の全部若しくは一部を休止することはできない。
- ⑥ 備前おさふね刀剣の里への来場者及び関係者にとって危険な行為を行ってはならない。
- ⑦ 当館の経営方法等の運営・営業上の情報、又は当館に関する情報で、出店者が守秘義務を負うべき情報について第三者に漏洩してはならない。

7. 出店許可の取り消しについて

当館は、出店者が次のいずれかに該当すると認められた場合、直ちに出店許可を取り消すこと、許可の内容を変更すること、又は利用の中止を命じることができるものとする。なお、許可を取消した場合、出店者に対し、撤去等必要な措置を命じるものとする。出店者は前述の必要な処置により損害を受けたとしても、当館に対して何らの請求をすることができない。

- ① 申請に虚偽の内容が含まれていたとき
- ② 利用料の入金を懈怠したとき
- ③ 遵守事項を逸脱したとき
- ④ 禁止事項に該当する事由があったとき
- ⑤ 営業場所における出店者の従業員等による怠業又は同盟罷業等により、当館又は他の出店者の営業に支障を与えたとき

8. 免責事項

- 1 当館は、故意又は重大な過失によらない火災、盗難その他の事故又は諸設備の故障等による損害について、出店者に対しその責任を負わないものとする。
- 2 出店者が報告義務を怠った場合には、当館は報告を怠ったことに起因する損害につき責任を負わないものとする。
- 3 営業場所において、出店者が関係する事故、出店者と来館者間のトラブルが生じた場合、当館は一切の責任を負わないものとする。